							旧・条文構成(平成20年度)	_	-	_		• • •		NJ////2	新・条文構成(平成21年度)
/r=	l ÷	~~	47	1 -=				<i>/</i> /⇔	 1	^~	47	-= I		/	
編			_	項		編章節条			_	節	_		_	編章節条	条 文
1		0	0				7 \ \C_{\text{cal}}	1							共通編
1		-	0				MCX3	1	_			-	1		総則
1	_		0	_		第1節		1					1	第1節	
1	<u> </u>	1	1	Ů	1		起们	1	1			-	1		適用
1	1	1	2	33	1	33.	国際単位系(SI) 移行(以下「新JIS」という。) に伴い、すべて新JISの製品記	1	1	1	2	33	1	33.	規格とは,日本工業規格をいう。
							号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えで使用出来るものとする。								
1	1	1	17	0	1	1 - 1 - 17	工事の一時中止	1	1	1	17	0	1	1 - 1 - 17	工事の一時中止
1	1	1	17	3	1		前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、 中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を 得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなけ	1	1	1	17	3	1	(前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中 の維持・管理に関する基本計画書を 監督員を通じて 発注者に提出し、承諾を得るも のとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。
1	1	1	22	0	1	1 - 1 - 22	建設副産物	1	1	1	22	0	1	1 - 1 - 22	建設副産物
1	1	1	22	1	4		請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS H17版)により「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなけれ	1	1	1	22	1	4	(\sqrt{vm}	請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材 新材又は再生材)、土砂(新材又は再生材)、砕石(新材又は再生材)、その他の再生 資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設 リサイクルデータ統合システム(CREDAS <u>H20版)</u> により「再生資源利用計画書」を所 定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出し なければならない。
1	1	1	22	1	5	5.	請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属(ず、廃プラスチック・紙(ず・アスベスト(飛散性)を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS H17版)により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に合め、電子データ	1	1	1	22	1	5	言に	請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建 設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック・紙くず、アスペスト(飛散性)を工事現場か 5排出する場合には、「建設リサイクルガイトライン」に基づき、建設リサイクルデータ 統合システム(CREDAS H20 版)により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計 画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。
1	1	1	33	0	1	1 - 1 - 33	工事中の安全確保	1	1	1	33	0	1	1 - 1 - 33	工事中の安全確保
1	1	1	33	1	1		請負者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官 通達平成13年3月29日)、建設機械施工安全技術指針(建設省建設経済 局建設機械課長平成6年11月1日)、「港湾工事安全施工指針 日本埋立 浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針 日本潜水協会」及び「作業船団安全 運行指針 日本海上起重技術協会」を参考にして、常に工事の安全に留 意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、こられ の指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。	1	1	1	33	1	1	1 6 8 8	請負者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達,平成 13年3月29日)、建設機械施工安全技術指針(建設省達設経済局建設機械課長平成 6年11月1日)、「港湾工事安全施工指針 日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指 計日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針 日本海上起重技術協会」、JIS A 3972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、こられの指針は当該工事の契約系項を超えて請負者を拘束するものではない。
1	1	1	34		1	1 - 1 - 34	爆発及び火災の防止	1	1			0	1	1 - 1 - 34	爆発及び火災の防止
1	1	1	34		4	. ,	請負者は,火薬類を使用し工事を施工する場合は,使用に先立ち監督員 に使用計画書を提出しなければならない。	1	1		•	1	4	,	*削除 (工事書類の簡素化)
1	1	1	34	2	2	,	請負者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を監督員に提出しなければならない。	1		1			2		請負者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を 施工計画書に記載 しなければならない。
1			37			_		1		1			1	1 - 1 - 37 I	
1	1	1	37	8	1		請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。」第6条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。	1		1			1	100 to 10	請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性 を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等に はる環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。「グリーン開 入法」という。)第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方 計・で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の 集計結果を監督員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法や、特定調 連品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督員と協 蓋するものとする。
								1		1	37	9	1	<u> </u>	請負者は、福島県の推進する「うつくしま、エコ・リサイクル製品部定制度」に定めるエコ・リサイクル製品について、性能、数量、価格等を考慮の上、優先的に使用するよう配慮するものとする。
1	1	1	40	0	1	1 - 1 - 40	諸法令の遵守	1	1				1	1 - 1 - 40	
								1	1	1	40	1	86	(82)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律58号)

							17%21一段 八週1	_		_		-		171/11/12	
							旧・条文構成(平成20年度)								新・条文構成(平成21年度)
1	1	1	41	0	1	1 - 1 - 41	官公庁等への手続等	1	1	1	41	0	1		宮公庁等への手続等
1	1	1	41	3	1	3	, 請負者は, 前項に規定する届出等の実施に当たっては, その内容を記載 し	1	1	1	41	3	1	3. 7	*削除 (工事書類の簡素化)
1	1	1	42	0	1	1 - 1 - 42	施工時期及び施工時間の変更	1	1	1	42	0	1	1 - 1 - 4 2 方	施工時期及び施工時間の変更
1	1	1	42	2	1	2	.請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の 休日又は夜間に 作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって 監督員に提出しなければならない。FAXでの提出も可とし、その場合は電 話で監督員(不在の時は同課職員)の確認を受けなければならない。	1	1	1	42	2	1		請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に 現道上の工事または監督員が把握していない作業を行うにあたっては、事前 正 理由を書した書面によって監督員に 提出しなければならない。FAXでの提出も可 とし、その場合は電話で監督員(不在の時は同課職員)の確認を受けなければならな い。
								1	1	1	51	0	1	1 - 1 - 51 4	公共工事における新技術活用の促進
								_			51	1	1	1.	青負者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を活用することにより、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。
1	1	1	51	0	1	1 - 1 - 51	低入札価格調査制度	1	1	1	<u>52</u>	0	1	1 - 1 - <u>5 2</u> 1	氏入札価格調査制度
1	1	1	52	0	1	1 - 1 - 52	道路構造物の記録保存	1	1	1	53	0	1	1 - 1 - 53 ji	道路構造物の記録保存
1	1	1	53	0	1	1 - 1 - 53	道路舗装構成等の記録保存	1	1	1	54	0	1	1 - 1 - 54 ji	直路舗装構成等の記録保存
1	1	1	54	0	1	1 - 1 - 5 4	各種要領·参考資料等	1	1	1	55	0	1	1 - 1 - 55	各種要領·参考資料等
1	1	1						1	1		56	0	1		は通仕様書の改正·訂正
1		0	0	0	-	第2章		_	2		0	0	1		t T
1	_	3	0	0	_			-	2	3	0	0	1		— — — — — — — — — — — — — — — — — — —
1		3	1	0	_	2 - 3 - 1		_	_	3	1	0	1	2 - 3 - 1 -	一般事項
1		3		2			. 地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。 請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確められた 時点で、監督員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図 書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、 契約書第18条第1項の規定により監督員に通知 するものとする。 なお、確 認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく				1	2	1	2. ± 言 力 ()	放事は、 地山の土及び岩の分類は、表2・1によるものとする。 請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確められた 寺点で、監督員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示され と土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項 別規定により監督員に通知 しなければならない。 なお、確認のための資料を整備,及 び保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監 異へ提出しなければならない。
1	2	1	0	0	1	笠 4 舒	提示するとともに 論客時に 提出しかければからかし 一道路土工	1	2	4	Λ	0	1	第4節 道	首 攻十丁
1		4		0						4		0	1		^{旦岡} 工工 一般事項
1		4		3			. 地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。 請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督員の確認を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は 遅滞なく提示するとともに、 捜査時に 提出しなければならない。			4		3		3. [±] 言 で た	MATA ・ MATA M
1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章 第	無筋·鉄筋コンクリート
1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	1	第2節 道	適用すべき諸基準
1	3	2	0	1	2	1	. 土木学会コンクリート標準示方書(施工編)(平成14年3月)	1	3	2	0	1	2	1.	上木学会コンクリート標準示方書(施工編)(平成 20 年3月)
1		2		1	3		. 土木学会コンクリート標準示方書(構造性能照査編)(平成14年3月)								基準書の絶版に伴い削除)
1					_			1	3	2	0	1	7		上木学会 鉄筋 定着· 継手指針(平成20年8月)
1	3		0		8		. 土木学会鉄筋継手指針(その2) - 鉄筋のエンクローズ溶接継手 (昭和594								基準書の絶版に伴い削除)
1		2		2	3		ブレテンション方式のブレストレストコンクリート部材 、シース内のグラウト 及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(CI -)は0.30 kg / 以下とする。			2	0	2	3	(2)	プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(CI -)は0.30kg/以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下としなければならない。
1	3	3	0	0	1	第3節	ji レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	1	第3節 1	レディーミクストコンクリート
1			2	0	_		工場の選定			3		0	1		□場の選定
1			2				.請負者は、JISマーク表示認定工場又は、JISマーク表示認証工場で製造され、JISマーク表示認証工場で製造され、JISマーク表示認定工場で製造され、JISマーク表示認証工場で製造され、JISマーク表示認定工場で表示を気息、ストコングリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。ただし、請負者は、施工計画書にJISマーク表示認定工場名又は、JISマーク表示認定工場名又は、JISマーク表示認証工場及びJIS認定コンクリート名を記載し、監督員に提出した場合は、配合に臨場することを省略することができるものとする。また、請負者は、アルカリ骨材反応対策については「アルカリ骨材抑制対策実施要領(土木構造物)」に基づき、コンクリート打設前に配合報告書を提出し、監督員の確認を得なければならない。	1		3			1	2. 本 坊 言 し る 昱	請負者は、JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308 (レディーミクストコンクリー・) により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、整督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査時まで 提出しなければならない。ただし、青負者は、施工計画書にJISマーク表示認証工場及びJIS認定コンクリート名を記載り、監督員に提出した場合は、配合に臨場することを省略することができるものとす。 5、また、請負者は、アルカリ骨材反応対策については「アルカリ骨材抑制対策実施要領(土木構造物)」に基づき、コンクリート打設前に配合報告書を提出し、監督員の権認を得なければならない。

								十成21年度 共進1	- 1/3	<u> </u>		33	<u> </u>	以黑农	
								旧・条文構成(平成20年度)							新・条文構成(平成21年度)
1	3	3	2	3	1		3.	請負者は、JISマーク表示認定工場又は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について設計図書に指 定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督 員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、 検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐し ており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しな ければならない。	3	3	2	3	1		請負者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する 工場について設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、そ の資料により監督員の確認を得なければならない、なお、コンクリートの製造、施工、 試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐してお り、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
1			2					請負者は、JISマーク表示認定工場又は、JISマーク表示認証工場でない 工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認定工 場であってもJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 以外の認定を受け ていないレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び第1 編3 - 5 -3配合及び3 - 5 - 4材料の計量及び練混ぜ規定によるととも に、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認 認知により歌整量の確認を運かせればなどが、			2		1		請負者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンク リート及び JISマーク表示認証工場 であってもJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 以外の認定を受けていないレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書 及び第1編3 - 5 - 3配合及び3 - 5 - 4材料の計量及び練混ぜ規定によるとともに、 配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督 員の確認を得なければならない。
1			0					現場練りコンクリート 1			0		1		現場練りコンクリート
1			4		1			材料の計量及び練り混ぜ 1			4		1		材料の計量及び練り混ぜ
1			4		3		. ,	請負者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行い、その結 1 果を監督員に提出しなければならない。			4		3	,	請負者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。 なお、点検結果の資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は遅滞 なく開示しなければならない。
1			0		1			鉄筋工 1			0		1	第7節	
1	3	7		0	1	3 - 7	7 - 3			7		0	1		加工
1			3		1			請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを 得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験 施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施 工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備、保管し、監 督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査時に 提出し なければならない。	3	7	3	2	1		請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して 加工するときには、既往の実通を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を 及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調 査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示 するとともに 検査時までに監督員へ 提出しなければならない。
1	3	7	3	4	1		3.	請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、土木学会コンクリート標準示方書(構造性能照査編)第9章一般構造細目の規定によらなければならない。	3	7	3	4	1		請負者は、鉄筋の曲げ半状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、 <u>「コンクリート標準示方書(設計論)第13章鉄筋に関する構造細目」(土木学会、平成20年3月)</u> の規定によらなければならない。
1			5			3 - 7	7 - 5				5				継 手
1	3		5				3.	請負者は、鉄筋の継手に ねじふし鉄筋継手、ねじ加工継手、港接金属 充てん継手、モルタル充てん継手、自動ガス圧接継手、エンクローズ 溶接継手などを用いる場合には、鉄筋の種類 、直径及び施工箇所に応 じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督員に提出しなけれ ばならない。	3	7	5	3	1		請負者は、鉄筋の継手に 圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、 鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する 資料を監督員に提出しなければならない。
1			6			3 - 7	7 - 6	ガス圧接 1			6		1		ガス圧接
1				3			1.	圧接工は、JIS Z 3881 (ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JISG 3112 (鉄筋コンクリー・肝棒鋼) に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、監督員の承諾を得る	3			3	1	:	圧接工は、JIS Z 3881 (鉄筋の ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JISG 3112 (鉄筋コンクリー・円棒鋼)に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、監督員の承諾を得るものとする。
1			0					暑中コンクリート 1			0				暑中コンクリート
1			2			3 - 9		施工 1			2		1	, ,	施工
1	3	9	2	1	1		1.	請負者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、 及び AE減水剤を使用する 1場合はJIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤)の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。また、遅延剤、流動化剤等を使用する場合は、土木学会JSCE - D 101によるものとし、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。	3	9	2	1	1		請負者は, 暑中コンクリートにおいて, 減水剤, AE減水剤 , 流動化剤等 を使用する場合はJIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤) の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。 なお , 遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し, その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。

								十成21年長 共进	3 1工	- 1水			羽	ΗЩ	刈 照 衣	
								旧・条文構成(平成20年度)								・条文構成(平成21年度)
1	3	9	2	5	1	1	5.	顫負者は、 コンクリート の 練混ぜから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならない。	1	3	9	2	5	1	5. コンクリ・ とする。	ート を 練混ぜ <u>て</u> から打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならない <u>もの</u>
2	0	0	0	0	1	1	第2編	材料編	2	0	0	0	0	1	第2編 材料網	
2	1		_	0	_		第1章	一般事項	2		0	0	0	1	第1章 一般事	
2	1	1		0		_	第1節		2		_	0	0	1	第1節 適用	~
2	1	1		1	_	_		工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとす。なお、請負者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査、証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査、証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査、証明事業に対し、を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査、証明書を提出するものとする。ただし、JIS観定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試	2	1	1	0	1	3	工事に書 仕様 る。なは、明 合 音証 とす と ない、、 は また、、 き を と し た し た し た し 、 は と り は ま と り し ま し た し し し し し し し し し し し し し し し し	使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとす、請負者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場外外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書という。を材料の品質を証明する資いできる。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されている材料については除くものとする。 おりができる。 またい はい
2	1	2	0	0	1	1	第2節	工事材料の品質及び検査(確認含む)	2	1	2	0	0	1	第2節 工事材	料の品質及び検査(確認含む)
2	1	2		1	_	1		請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	2		2	0	1	1	1. 請負者 備, 保管	は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整度し、検査時までに監督員へ提出するとともに、監督員の請求があった場合なく提示しなければならない。
2	1	2	0	4	1	1		請負者は、設計図書において見本又は、品質を証明する資料を監督 員に提出することとした工事材料については、これを提出しなければ ならない。	2	1	2	0	4	1		は、 設計図書において指定された工事材料について,見本又は品質を証 資料を 監督職員に提出しなければならない。
2	2	0	0	0	1	1		土木工事材料	2		0		0		第2章 土木工	
2	2	3	1	0	ĺ	1	第3節	骨 材	2		3		0	1	第3節骨 杉	
2	2	3	1	1	4	2		JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011 - 1 (コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材)) JIS A 5011 - 2 (コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材)) JIS A 5011 - 3 (コンクリート用スラグ骨材(銅スラグ骨材)) JIS A 5015 (道路用鉄銅スラグ)	2	2	3	1	1	2	JIS A 50 JIS A 50 JIS A 50 JIS A 5 JIS A 50	005 (コンクリート用砕石及び砕砂) 011 - 1 (コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材)) 011 - 2 (コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材)) 011 - 2 (コンクリート用スラグ骨材(30スラグ骨材)) 011 - 3 (コンクリート用スラグ骨材(30スラグ骨材)) 011 - 4 (コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材)) 015 (道路用鉄網スラグ) 021 (コンクリート用再生骨材 H)
2	2	6	0	0	Ì	1	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1	第6節 セメント	及び混和材料
2	2			0		1	2 - 6 - 3	760 14 13 1 1	2	_		3			2 - 6 - 3 混和材	11
2	2	6	3	3	1	1	3.	混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	3	1		として用いる高炉スラグ微粉末は, JIS A 6206(コンクリート用 高炉スラグ微粉 現格に適合するものとする。
2	2	6	3	4	1	1		混和剤として用いるAE剤,減水剤,AE減水剤,高性能AE減水剤は,JISA 6204 (コンクリート用化学混和剤) の規格に適合するものとする。		2	6	3	4	1	動化剤 るものと	· · · ·
1 1					_	1	5.	混和剤として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤は、JISA							削除(川	S規格との整合)
2	2	6	3	5				6204 (コンクリート用化学混和剤) の規格に適合するものとする。								
2	2	6	3	6	1	1	6.	急結剤は、JSCE D 102に適合するものとする。	2				_			ま, JSCE D 102に適合するものとする。
2		6	3		1			急結剤は、JSCE D 102に適合するものとする。 塗料	2 2	2	6 11 11	0	_	1	第11節 塗料	

							十八21十尺 六	רו בייא.	-125			414	I I I	が黒な	
							旧・条文構成(平成20年度)								新・条文構成(平成21年度)
2	2	11	0	4	1		I, JIS K 5621 (一般用さび止めペイント) JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント) JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント) JIS K 5623 (工事を化鉛さび止めペイント) JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント) JIS K 5625 (シアナミト鉛さび止めペイント) JIS K 5627 (ジンクロメートさび止めペイント) JIS K 5628 (鉛酸ジンクロメートさび止めペイント) JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)	2	2	11	0	4	1		JIS K 5621 (一般用きび止めペイント) JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント) JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント) JIS K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント) JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント) JIS K 5627 (ジンク 2 ロメートさび止めペイント) JIS K 5628 (鉛酸ジンクロメートさび止めペイント) JIS K 5628 (鉛酸ジンクロメートさび止めペイント) JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)
2	2	12	0	0	1	第12頁	前 道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線
2	2							2		12		0	2		
2	2	12	1	0	1	(1) 標識板 JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板) JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) JIS K 6718 (メタクリル樹脂板) ガラス繊維強化プラスチック板(F.R.P)	2	2	12	1	0	1	(' '	標識板 JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯) JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) JIS K 6744 (ポリ塩化ピニル被覆金属板) JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) JIS K 6718 (プ <u>ラスチッケ</u> -メタクリル樹脂板) ガラス繊維強化プラスチック板(F. R. P.)
2	2	12	2	0	1	2 - 12 - 2	区画線	2	2	12	2	0	1	2 - 12 - 2	区画線
2	2	12	2	0	2		区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 5665 1 種 (トラフィックペイント常温) 2 種 (〃 加熱) 3種1号(〃 溶融)	2	2	12	2	0	2		区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 5665【 路面表示用塗料 】 JIS K 5665【 路面表示用塗料 】 1 種 (トラフィックペイント常温) 2 種 (〃 加熱) 3種1号(〃 溶融)
2	2	13	0	0	1		でしている。	2		13				第13節	
	2				1	2 - 13 - 2	合成樹脂製品	2		13					合成樹脂製品
2	2				2		合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管) JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管) JIS K 6745 (ガラスチック - 硬質ボリ塩化ビニルシート - タイプ, 寸 法及び特性 - 第1部:厚さ1mn以上の板) JIS K 6761 (水道用ボリエチレン管) JIS K 6762 (水道用ボリエチレン二層管) JIS K 6773 (ボリ塩化ビニル止水板) JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)	2	2	13	2	0	2		合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741 (硬質 が J ^塩 低化ビニル管) JIS K 6742 (水道用 が J ^岐 頸質塩化ビニル管) JIS K 6745 (ブラスチック - 硬質ポリ塩化ビニルシート - タイプ, 寸 法及び特性 - 第 : 部: 厚さ 1 mm以上の板) JIS K 6761 (一般用ポリエチレン管) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン 画管) JIS K 6762 (水道用ポリエチレン 画管) JIS K 6773 (ポリ塩化ビニル止水板) JIS A 6008 (合成高分子系ルーフィングシート) JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編
3			0				一般施工	3		_			1		一般施工
3	1	1	_		1		前適用すべき諸基準	3			0	0	1		適用すべき諸基準
3	1	1		1	3		日本道路協会舗装 試験法便覧(昭和63年11月) - 中略 ~ 建設省薬液注入工事に係わる施工管理等 について (平成2年9月) - 中略 ~ 環境庁水質汚濁に係わる環境基準 について (告示)(昭和46年12月) 強設省防護柵の設置基準の改訂について(平成10年11月) 日本道路協会防護柵の設置基準・同解説(平成16年3月) - 中略 ~ 労働省ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成12年12月)	3			0	1	3		日本道路協会舗装 調査・試験法便覧(平成19年6月) - 中略 ~ 建設省薬液注入工事に係わる施工管理等(平成2年9月) - 中略 ~ 環境庁水質汚濁に係わる環境基準(告示)(昭和46年12月) 削除 日本道路協会防護柵の設置基準・同解説(平成20年1月) - 中略 ~ 労働省ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年3月)
			0				并通的工 種	3		3					共通的工種
3	1	3	9	0	1	1 - 3 - 9	小型標識工	3	1	3	9	0	1	1 - 3 - 9	小型標識上

_							17021十尺 六匹	<u>νινωνς</u>	有人进步(不少)左右)						
							旧・条文構成(平成20年度)								・条文構成(平成21年度)
3	1	3	9	15	1		請負者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量を、JIS H 8641 (溶融亜鉛メッキ) 2種の(HDZ55) 550 / ㎡(片面の付着量) 以上としなければならない。 ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35) 350 / ㎡ (片面の付着量) 以上とするものとする。	3	1	3	9	15	1	を, JIS F なければ ただし,	は、支柱用銅管及び取付け銅板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量 18641 (溶融亜鉛めっき) 2種の(HDZ55) 550 / ㎡(片面の付着量) 以上としばならない。 厚さ3.2mm未満の銅材については2種(HDZ35) 350 / ㎡ (片面の付着量) 以ものとする。
3				16			請負者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業を JIS H 9124 (溶融亜鉛メッキ作業標準) の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。			3				8641(注 ネジさら	t, 防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業を JIS H P胁亜鉛めっき) の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後 い、または遠心分離をしなければならない。
3				0	1			3		4		0	1	1 - 4 - 4 既製杭	I
3	1	4	4	4	1		請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ベン書き法による貫入量,リパウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに <u>検査時</u> に提出しなければならない。	3	1	4	4	4	1	定ある い 載し, 施	は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測 いは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め施工計画書に記 工にあたり施工記録を整備、保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞な るとともに 検査時までに監督員へ 提出しなければならない。
3	1	4	4	14	1		請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心力コンクリート(いの施工標準) 施工8.3(い施工で8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするととは、確認のための資料を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに、種違時に提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、適度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	3	1	4	4	14	1	施工8 トミルクリ 示された 料を整備 でに監 負者は、	は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心カコンクリートくいの施工標準) は、3(い)施工で、8、3、2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメン 東出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に 支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資 情保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに、接査 登員へ 提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、請 適度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないよう ればならない。
3	1	4	4	21	13		請負者は、本項及びの当該記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、接査時に提出しなければならない。	3	1	4	4	21	13		t, 本項 及び の当該記録を整備・保管し, 監督員の請求があった場合は, 遅 示するとともに, 検査までに監督員へ に提出しなければならない。
3	1	4	5	0	1	1 - 4 - 5	場所打杭工	3	1	4	5	0	1	1 - 4 - 5 場所打	杭工
3	1	4	5	2	1		請負者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに <u>検査時</u> に提出しなければならない。	3	1	4	5	2	1	録を整体 でに監 す	t, 杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記 情保管し, 監督員の請求があった場合は, 遅滞なく提示するとともに 検査ま 子員へ に提出しなければならない。
3				10			請負者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンブルなどにより確認し、その資料を整備保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、接査時に提出しなければならない。また、請負者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物(スライム)を除去しなければならない。			4				掘削深。 管し, 監 へに提り 物(スライ	は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、、、、据削土砂、地質柱状図及びサンブルなどにより確認し、その資料を整備具 があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査までに整備量 出しなければならない。また、請負者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿 「ム」を除去しなければならない。
3				0		1 - 4 - 6				4				1-4-6 深層工	
3		4		4	1		掘削土砂,地質柱状図などにより確認し,その資料を整備・保管し、監督 員の要請があった場合は,遅滞なく提示するとともに, <u>検査時</u> に提出しな	-	İ	4	Ĭ	4	1	地質柱 は, 遅沸	は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、 大図などにより確認し、その資料を整備・保管し、監督員の要請があった場合なく提示するとともに、 <u>検査までに監督員へ</u> に提出しなければならない。
3	1			13			あたっては施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、 検査時 に提出しなければならない。	3		4				施工記録 査まで は	t,グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては 录を整備保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、 独 二 <u>監督員へ</u> に提出しなければならない。
3				0				·		4			1		ソケーソンエ
3	1	4	7	4	1		請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに <u>検査時</u> に提出しなければならない。	3	1	4	7	4	1		は、オーブンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督員の請 た場合は、遅滞なく提示するとともに 換査までに監督員へ に提出しなけれ い。

平成21年度 共涌什樣書 新旧対照表

							半成21年度 共進	! 土	. 17K			孙	ΙΙН	1刈 炽 衣	
							旧・条文構成(平成20年度)								新・条文構成(平成21年度)
3	1	4	7	9	1	9.	請負者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 捜査時 に提出しなければならない。	3	1	4	7	9	1	面の底面	負者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備・保管し、 督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ に出しなければならない。
3	1	4	8	0	1	1 - 4 - 8	ニューマチックケーソン基礎工	3	1	4	8	0	1	1 - 4 - 8 ==	ューマチックケーソン基礎工
3	1	4	8	3	1		.請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に 提出 しなければならない。	3	1	4	8	3	1	のi なら	負者は,ニューマチックケーソンの施工にあたり,施工記録を整備・保管し,監督員請求があった場合は,遅滞なく提示するとともに 検査までに監督員へ しなければらない。
3	1	4	œ	7	1	7.	請負者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したと きは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験 を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するととも に、確認のための資料を整備 保管し、監督員の要請があった場合は、遅 滞なく提示するとともに、 捜査時 に提出しなければならない。	3	1	4	8	7	1	盤6 支打 し, 提上	負者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地の支持力と地盤反力係数を確認するために平板戦荷試験を行い、当該ケーソンの持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備、保管監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに、接 査までに監督員へ 出しなければならない。
3		4		_			鋼管矢板基礎工	3			_	0			管矢板基礎工
3	1	4	9	2	1		.請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに <u>検査時</u> に提出しなければならない。	3	1	4	9	2	1	たり に <u>*</u>	負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあり施工記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するととも 検査までに監督員へに提出しなければならない。
3	1	4	9	11	1	(9)	請負者は、本項及びの当該記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに 捜査時 に提出しなければならない。	3	1	4	9	11	1		負者は、本項 及び の当該記録を整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅なく提示するとともに 検査までに監督員へ に提出しなければならない。
3	_	6					アスファルト舗装工	3			_	0			スファルト舗装工
3			5	3		,	請負者は、施工に先だって、 舗装試験法便覧2-4-3 (1988) に示す 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法により一軸圧縮試験を行い、使用 するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。	3	1		5	3	3	6月 験を	•
3	1	6	5	3	8	(5)	請負者は、 舗接試験法便覧1-3-8 (1988) に示される(突固め試験方法5-)方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	3	1	6	5	3	8	<u>'F</u>	負者は、「 舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会)平成19年6月)に示される [007突固め試験方法」 によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度 求め、監督員の承諾を得なければならない。
3			6				コンクリート舗装工	3		-	6		1		ンクリート舗装工
3	1	6	6	3	თ	(2)	請負者は、施工に先立って、 舗装試験法便覧2-4-3 (1988) に示す 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法 により一軸圧縮試験を行い、使 用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならな い。	3	1	6	6	3	3	6月 験で ない	•
3	1	6	6	3	9	()	請負者は、 舗接試験法便覧1-3-8 (1988) に示される(突固め試験 方法5-(2)) 方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥 密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	3	1	6	6	3	9	<u>'F</u> रूप्र	負者は、「 舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会)平成19年6月) に示される 1 007突固め試験方法」 によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度 求め、監督員の承諾を得なければならない。
3	1	6	6	12	4	(3)	請負者は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供 試体の曲げ強度が3.5MPa以上となるまで、スポンジ、麻布、むしる等 でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう飲水しなけれ ばならない。また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポ ルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメント移種及び高炉セメント B種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、施工計画書 に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	3	1	6	6	12	4	行: 放は する 面が 生間, ショ	負者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生をった供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。交通への開時期は、この養生期間完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととる。後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表を隙間なく覆い、完全に逐週状態になるよう敵水しなければならない、なお、養期間なく覆い、完全に返週状態になるよう敵水しなければならない。なお、でまるはでは、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、中原熱ポルトランドセメントの場合は1週間、中原熱ポルトランドセメント、フライアッコセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い合は、施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。

							一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	17111111						
							旧・条文構成(平成20年度)							新・条文構成(平成21年度)
3	1	7	5		1	1 - 7 - 5		·			-	0	1	
3	1	7	5	4	4		請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合には、遅滞なく提示するとともに <u>検査時</u> に提出しなければならない。	3	1	7	5	4	4	(3) 請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管し、監督員の請求があった場合には、遅滞なく提示するとともに 検査までに監督員へ に提出しなければならない。
3					1	1 - 10 - 14	電力設備工	3	1	10	14	0	1	
3			14		1	-	理保守において電気 重義 主任技術者を選び、監督員に報告するととも に、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。	Ů		10		3	1	おいて電気主任技術者を選び、監督員に報告するとともに、保守規定を制定し適切 な運用をしなければならない。
4	0		0		1		~ ~ ~							第4編 道路編
4	2		0		1		HID CC					0	1	
4	2	2	0		1	第2節						0	1	
4	2	2	0	0	8			4	2	2	0	0	8	H-1-24 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M 2 M
							- 中略 - 日本道路協会 防護柵設置基準·同解說(平成16年3月) - 中略 - 日本道路協会							~ 中略 ~ 日本道路協会 防護柵設置基準·同解説(平成20年1月) ~ 中略 ~
							日本道路協会 道路橋鉄筋コンクリート床版設計・施工資料 (昭和62年1月) - 中略~ 日本道路路会舗装試験法価합別冊(平成8年10日)							日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月) ~中略~ 削除
4	2	3	0	0	1	第3節		4	2	3	0	0	1	第3節 舗装工
4	2	3			1	2 - 3 - 1				3		0	1	-1
4	2	3	1	2	1	2.	請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、 舗装試験法便覧 の規定に基づき試験を実施しなければならない。	4	2	3	1	2	1	2. 請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、 舗多 調査・試験法便覧(平成19年6月) の規定に基づき試験を実施しなければならない。
4	2	0	0	0	1	第2章	舗装	4	1	0	0	0	1	
4	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	2	2	0	0	1	
4	2	2	0	0	8		- 中略 ~ 日本道路協会 防護柵設置基準・同解説(<u>平成16年3月</u>) - 中略 ~ 日本道路協会 道路橋鉄筋コンクリート床版設計・施工資料 (昭和62 年1月) - 中略 ~	4	2	2	0	0	8	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月) ~中略~ 日本道路協会 防護柵設置基準・同解説(平成20年1月) ~中略~ 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月) ~中略~ 削除
4	3	0	0	0	1	第3章	日本道路協会舗差試験法値暫別冊/巫成 8 年 10 日 橋梁下部	4	3	0	0	0	1	第3章 橋梁下部
4	3	1	0	0	1	第1節			3			0	1	The state of the s
4	3	1	0	5	4	(3)	本試験に関する資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅 滞なく提示するとともに <u>検査時</u> に提出しなければならない。	4	3	1	0	5	4	(3) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査までに監督員へ に提出しなければならない。
4	4		0		1	第4章	3.113.114.			_	_	0	1	24 - A 2002-D
4	4	2	0		1	第2節	200 CHILL	-				0	1	
4	4	2	0	0	10		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(<u>平成16年3月</u>) - 中略 ~ 日本道路協会 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料 (昭和62年1月)	4	4	2	0	0	10	日本道路協会 防護柵の設置基準·同解說(平成20年1月) ~中略~ 日本道路協会 道路檔床版防水便覧 (平成19年3月)
4	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工	4	4	3	0	0	1	第3節 工場製作工
4			1		1	4 - 3 - 1						0	1	
												3	1	場合は遅滞なく提示しなければならない。
4	4		1		1	-	寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなけれ					4	1	4. 請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。
4	4	3	1	4	1	4.	主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な 材能を持つ部材をいうものとする。	4	4	3	1	<u>5</u>	1	5. 主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な材能を持つ 部材をいうものとする。

_								十九七十尺 六九	371		J 777.1X	1				
								旧・条文構成(平成20年度)							新・条文構成(平成21年度)	
4	5	0	0	0	1	第5	章	コンクリート橋上部	4	5	0	0	0	1	第5章 コンクリート橋上部	
4	5	1	0	0	1		第1節		4	5	1	0	0	1	第1節 適 用	
4	5	1	0	5	4		(3)	本試験に関する資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに 検査時 に提出しなければならない。	4	5	1	0	5	4	(3) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督員の記するとともに 検査までに監督員へ に提出しなけれ	情求があった場合は、遅滞なく提示 ればならない。
4	5	2	0	0	1		第2節	適用すべき諸基準	4	5	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	
4	5	2	0	0	10)		日本道路協会 防護柵設置基準·同解説(平成16年3月)	4	5	2	0	0	10	日本道路協会 防護柵設置基準·同解説(平成2	0年1月)
4	5	4	0	0	1		第4節	PC橋工	4	5	4	0	0	1	第4節 PC橋工	
4	5	4	1	0	1	5 - 4	- 1	一般事項	4	5	4	1	0	1	5 - 4 - 1 一般事項	
4	5	4	1	5	1			請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207 (メートル 細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	4	1	5	1	5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については <u>じ)</u> に適合する転造ねじを使用しなければならな	
4		5		0	1		第5節	プレビーム桁橋工	4		5	0	0	1	第5節 プレビーム桁橋工	
4		5		-	1	5 - 5		一般事項	4		5	1	0	1	5 - 5 - 1 一般事項	
4	5	5	1	7	1			請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207 (メートル 細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	5	1	7	1	7. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については <u>じ)</u> に適合する転造ねじを使用しなければならな	
4	5	6	0	0	1		第6節	PCホロースラブ橋工	4	5	6	0	0	1	第6節 PCホロースラブ橋工	
4	5	6	1	0	1	5 - 6	- 1	一般事項	4	5	6	1	0	1	5 - 6 - 1 一般事項	
4	5	6	1	7	1		7.	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207 (メートル 細目など) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	6	1	7	1	 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については <u>じ</u>) に適合する転造ねじを使用しなければならな 	
4	5	7	0	0	1		第7節	RCホロースラブ橋工	4	5	7	0	0	1	第7節 RCホロースラブ橋工	
4	5	7	1	0	1	5 - 7	- 1	一般事項	4	5	7	1	0	1	5 - 7 - 1 一般事項	
4	5	7	1	7	1		7.	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207 (メートル) 細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	7	1	7	1	7. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については <u>じ)</u> に適合する転造ねじを使用しなければならな	
4	5	8	0	0	1		第8節	PC版桁橋工	4	5	8	0	0	1	第8節 PC版桁橋工	
4	5	8	1	0	1			一般事項	4	5	8	1	0	1	5 - 8 - 1 一般事項	
4	5	8	1	5	1			請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207 (メートル 細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4			1	5	1	5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については <u>い</u> に適合する転造ねじを使用しなければならな	
4	5	9	0	0	1		第9節	PC箱桁橋工	4	5	9	0	0	1	第9節 PC箱桁橋工	
4	5	9	1	0	1	5 - 9		一般事項	4	5	9	1	0	1	5 - 9 - 1 一般事項	
4	5	9	1	7	1			請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207 (メートル 細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	9	1	7	1	7. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用についてに <u>じ)</u> に適合する転造ねじを使用しなければならな	
4	5	10	0	0	1	第	10節	PC片持箱桁橋工	4	5	10	0	0	1	第10節 PC片持箱桁橋工	
4	5	10	1	0	1	5 - 1		一般事項	4	5	10	1	0	1	- 10 - 1 一般事項	
4	5	10	1	7	1			請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207 (メートル 細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	10	1	7	1	7. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用についてに <u>じ)</u> に適合する転造ねじを使用しなければならな	
4	5	11	0	0	1	第	11節	PC押出し箱桁橋工	4	5	11	0	0	1	第11節 PC押出し箱桁橋工	
4		11	_	_	1			一般事項	4			1	0	1	- 11 - 1 一般事項	
4		11	1	7	1		7.	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0207 (メートル 細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	11	1	7	1	7. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用についてに <u>じ</u>)に適合する転造ねじを使用しなければならな	
-																

							十九七十尺 六起		1/3/			371	Ī	717#1K	
							旧・条文構成(平成20年度)								昕・条文構成(平成21年度)
4	6	0	0	0	1		1 = 1 = ()	4	6		-	0	1		SJV(NATM)
4	6	1	0	0	1	第1節	適用	4	6	1	0	0	1	第1節 適	用
4	6	1	Ī	7	1		の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	4	6			7	1	察する ととも1	者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観 るともに、その記録を整備し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示する に、 検査までに監督員へ 提出しなければならない。
4	6	1		9	1		位測定,天端沈下測定及び地表沈下測定を行わなければならない。な お、地山条件等に応じて計測的が必要と判断される場合は、監督員と協 議するものとする。また。計測については、設計の書に従い、技術的知識、 経験を有する専門の技術者により行わなければならない。なお、計測記録 を整備に、思いまない。なお、計測記録 を整備に、世界には、はなるない。なお、計測記録	4	6			9	1	端沈 ⁻ 計測E は, 設 ならな すると	替は、工事が安全かつ合理的に行えるよう、坑内観察調査、内空変位測定、天下測定及び地表沈下測定を行わなければならない。なお、地山条件等に応じておが必要と判断される場合は、監督員と協議するものとする。また、計測については計図書に従い、技術的知識、経験を有する専門の技術者により行わなければない。なお、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示ともに、接査までに監督員へ提出しなければならない。
	6				_	第2節		4		2	_	0	1		すべき諸基準
4	6	2		0	9		- 中略 ~ 建設労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針 (設計及び 保守管理) (平成17年6月)	4				0	9	~中 建設的 (設計	道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (<u>平成21年12月)</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	6	3	0	0	1	第3節	トンネル掘削工	4	6	3	0	0	1	第3節トンネ	い掘削工
4	6	3	2	0	1	6 - 3 - 2	掘削工	4	6	3	2	0	1	6-3-2 掘削	I
4	6	3	2	8	1		し、監督員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に 示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員に 通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の 請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければ	4	6	3	2	8	1	確認を が現場 の資料	者は、設計図書における岩区分支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界 もの状況と一致しない場合は、監督員に通知するものとする、なお、確認のため 料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検 でに監督員へ提出しなければならない。
4	6	4	5	0	1	6 - 4 - 5	鋼製支保工	4	6	4	5	0	1	6-4-5 鋼製	支保工
4	6	4			1		が確保できるように建て込まななければならない。	4	6			2	1	建て記	皆は、銅製支保工を余吹吹付けコンクリート施工後すみやかに所定の位置に Δみ, 一体化させ, 地山を安定させなければならない。
4	6		0		1	第5節		4		5		0	1	第5節 覆工	
4	6	5	1		1	6 - 5 - 1		4		5		0	1	6 - 5 - 1 一般	
4	6	5	1	2	1		決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに 判定資料を整備保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示する とともに、 検査時 に提出しなければならない。	4	6	5	1	2	1	のとし し, 監 提出し	者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮り、決定するも、 環工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管 督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ に しなければならない。
4	6	7			1		701 313 11-	4	6		•	0	1	第7節 坑内	付帯工
4	6	7	_	_	1			4	6		2	0	1	6-7-2 材料	
4	6	7			2		地下排水工に使用する配水管は、 <u>JIS A 5303 (連心力鉄筋コンクリート</u> 管)及びJIS K 6748 (高密度水リエチレン管) に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用する ものとする。	4	6			0	2	<u>及び</u> 第1部	非水工に使用する配水管は、JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) IS K 6922-1(プラスチック-ポリェチレン(PE) 成形用及び押出用材料 - S:呼び方のシステム及び使用表配の基礎)に規定する管に孔をあけたものと また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。
4	7	0	0	0	1		12 170 (2012)	4	7	0	0	0	1		ぶル(矢板)
4	7	2	0	0	2	第2節	適用すべき諸基準	4	7	2	0	0	2	第2節 適用	すべき諸基準
4	7	2	0	0	8		日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成5年11月) - 中略 ~ 建設労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針 (設計及び 保守管理) (平成17年6月)	4	7	2	0	0	8	~ 中 建設 ⁹	道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年12月) □略 ~ 労働災害防止協会 ずい道等 建設 工事等における換気技術指針 及び <u>粉じん等の測定</u>) (平成17年6月)

							十八八十尺 六进口的	IZK		•	14 I I	ロメリボにく口	
							旧・条文構成(平成20年度)						新・条文構成(平成21年度)
4	7	3	1	0	1	第3節	「トンネル掘削工 4 7	7	3	1	0 1	第3節	トンネル掘削工
4	7	3	2	0	1	7 - 3 - 2	掘削工 4 1 7	7	3	2	0 1	7 - 3 - 2	掘削工
4			2				し、監督員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、接 査時 に提出しなければ		3		3 0		請負者は、設計図書における岩区分(支保パケーン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員に通知するものとする、なお、確認のための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、接査までに監督員へ提出しなければならない。
4		_	0		_				0		0 1		コンクリートシェッド
4			0	_	_	第2節			2		0 1	-1	適用すべき諸基準
4	8	2	0	0	17		土木学会コンクリート標準示方書(施工編) (平成14年3月)		2		0 1		土木学会コンクリート標準示方書(設計編)(平成 20 年3月) 土木学会コンクリート標準示方書(施工編)(平成 20 年3月)
4			0						4		0 1		プレキャストシェッド上部工
4			6						4			8 - 4 - 6	
4	8	4	6	5	1		緊張の日時等の記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検査時 に提出しなければならない。	8	4	6	5 1		プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時等の記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、 検査までに監督員へ提出しなければならない。
4			0					8	6	0	0 1	第6節	シェッド付属物工
4			5			8 - 6 - 5			6		0 1	8 - 6 - 5	歴板工
4	8	6	5	0	3		事項は次の図によるものとする。	8	6	5	0 3		歴板の材質は JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) とし、寸法及び記載事項は次の図によるものとする。
			0				道路維持 4 1				0 1		道路維持
		2		0		第2節		15			0 1	> M -	適用すべき諸基準
4		2	Ĭ	Ĭ			(<u>= 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, </u>				0 5		日本道路協会 舗装調査·試験法便覧(平成19年6月)
			0						4		0 1		舗装工
			7			15 - 4 - 7			4			15 - 4 - 7	
			7						4		1 6		添加材料の使用量
	15						請負者は、施工に先立って 舗装試験法便覧(3 - 8 - 1) または同便覧 (3 - 8 - 2) に示す試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧管計略を必要することができませんとす。				1 8		請負者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月1055-3再生路盤材料に関する試験」示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただり、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足り、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略
					12		最大乾燥密度 4 1						最大乾燥密度
4			7				生路盤工法技術方針(案) の表 - 7の[注] に示す方法により路上再生 安定処理材料の最大乾燥密度を求め,監督員の承諾を得なければなら ない。		4		1 1		請負者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験 法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「G021 砂量換法による路床 の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員 の承諾を得なければならない。
			0						8		0 1	-1	道路付属施設工
4	15			0		15 - 8 - 2			8		_	15 - 8 - 2	
4	15	8		1			標識の規定によるものとする。				1 1		境界工で使用する材料については、第4編2 - 11 - 2材料の規定によるものとする。
4	15	8	2	2	1	2.	標識工に使用する舗止めペイントは、JIS K 5621 (一般用舗止めペイント) からJIS K 5628 (鉛丹ジンククロメート網止めペイント2種) に適合するものを用いるものとする。	15	8	2	2 1	2.	<u>踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については,第3編1 - 6 - 2アスファルト 舗装の材料の規定によるものとする。</u>
_		_		•	-								· ·

_							一次21十尺 六匹		1/31	_		371	· · · ·	1717475	
							旧・条文構成(平成20年度)								新・条文構成(平成21年度)
4	15	8	2	3	1		標識工で使用する基礎抗は、JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) STK4 00、JIS A 5525 (鋼管ぐい) SKK400及びJIS G 3101 (一般構造用圧 延調	4	15	8	2	3	1		沓掛版工で使用するラパーシューの品質規格については,設計図書によるものと する。
4	15	8	2	4	1		請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面に とズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。	4	15	8	2	4	1		目立歩道工でブレキャスト床版を用いる場合は,第2編2 - 7 - 2セメントコンクリー 製品の規定および設計図書によるものとする。
	15						請負者は、標識板の下地処理にあったては脱脂処理を行い、必ず洗 浄を行 わなければならない。								州除
4	15	8	2	6	1		請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示 に関 する命令」(標識令) 及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法 で、							Ĕ	州除
4	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	4	16	0	0	0	1	第16章 道	道路修繕
4	16	2	0	0	1		適用すべき諸基準	4		2		0	1	第2節 通	適用すべき諸基準
4	16	2	0	0	5		日本道路協会 舗装試験法便覧(昭和63年11月) 日本道路協会路上再生路盤工法技術指針(案)(昭和62年1月)	4	16	2	0	0	5	Ĭ	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧(平成19年6月) 排除
5	0	0	0	0	1	第5編	河川編	5		0	0	0	1	第5編 🌣	可川編
5	1	0	0	0	1		築堤·護岸	5	1		0	0	1		疫堤·護岸
5	1	5	1	0			法覆護岸工	5	1	5		0	1		去覆護岸工
5	1		2	0			材料	5	1		2	0	1		才料
5	1	5	2	0	1		遮水シートは、止水材と被覆材からなり、(1)または(2) のいずれかの仕様によるものとする。	5	1	5	2	0	1	<i>†</i>	藍水シートは,止水材と被覆材からなり, シート有効幅2.0mの (1)または(2) のいず れかの仕様によるものとする。
5	1	5	2	15	16	4)	請負者は止水材の使用に廢し、十分な耐久性を有するものとし 、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出するものとする。	5	1	5	2	15	16	4) 山島	上水材は,充分な耐久性を有するものとし,請負者は , 耐久性に係わる試験結果を 監督員に提出するものとする。
5	1	5	2	20	21	(3)	品質管理	5	1	5	2	20	21		品質管理
5	1	5	2	21	22	,	止水シートとコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系接着削等で接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。	5	1	5	2	21	22	1	上水材 とコンクリートとの接着には、 ニトリルゴム系またはスチレンブタジェンゴム系 接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性 等に優れたものを使用するものとする。
5	1	5	2	22	23		請負者は止水シート及び補強マットの各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質証明書を監督員に提出するものとする。	5	1	5	2	22	23		請負者は 止水材及び補強材 の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質証明 書を監督員に提出するものとする。
5	1	5	2	23	24		製品には、止水シート、補強マットの各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)	5	1	5	2	23	24		製品には、 止水材及び補強材 の各々に製造年月日及び製造工場が明示されてい 5こと。(番号整理でもよい)
5	3	0	0	0	1	第3章	樋門·樋管	5	3	0	0	0	1	第3章 机	通門·樋管
5	3	6	0	0	1	第6節	付属物設置工	5	3	6	0	0	1	第6節 作	村属物設置工
5	3	6	5	0	1	3 - 6 - 5		5	3	6	5	0	1		名板工
5	3			1	2		請負者は、銘板及び 表示板の整置 にあたって、材質、大きさ、取付け 掛所、記載事項 を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、監督員に協議しなければならない。	5		6		1	2	<u>*</u> な た れ	請負者は、終板及び機元板の施工にあたって、材質、大きさ、取付位量並びに緒元
5	4	0	0	0	1		水門	5	4		0	0	1		K門
5	4	12	0	0	1		コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	5	4	12		0	1		コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)
5	4	12	1	0	1	4 - 12 - 1	一般事項	5	4	12	1	0	1	4 - 12 - 1 -	一般事項

5 4 12 1 2 1 5 A B G IL CRENTARISONOLOOPERIC DICTICILIS B 02007 (X-D)D (1 Sec) 4 16 0 0 0 1 第16回 副級工 5 4 16 0 0 0 1 第16回 副級工 5 4 16 0 0 0 1 第16回 副級工 5 4 16 0 1 0 1 4 16 1 1 2									十成四十段 六地	1-	1//			377	ш	HV112476
製質負別に適合する配油など使用しなければならない。									旧・条文構成(平成20年度)							新・条文構成(平成21年度)
5 4 10 1 0 1 4 - 15 - 1 一般野田 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	5	4	12	1	2	1		5		5	4	12	1	2	1	
5 4 16 1 0 1 0 1 4 - 15 - 1 一般事項 公園 日本語子	5	4	16	0	0	1		第16節	前舗装工	5	4	16	0	0	1	第16節 舗装工
5 4 16 1 2 1 2 I 議合献は 議案工において、使用する材料のうち、試験が分材料については、 いて、強難試験を変しのまで、高くが対していては、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数は変化での大きを含めらいでは、 いて、対数はなのいでのようでは、 いて、対数はなのいでの大きを含めらいでは、 いて、対数はない、 ので、対数はない、 いて、対数はない、 ので、対数はない、 いて、対数はない、 ので、対数はない、 ので、対数はない、 ので、対数はない、 ので、対数はない、 ので、対数はない、 ので、対数はない、 ので、対数はないで、対数はない、 ので、対数はない、 ので、対数はない、 ので、対数はないで、対数はないで、対数はない、 ので、は、対象は、対数はない、 ので、は、対数はないで、対象はない、 ので、は、対象は、対数は、対象はは、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対象は、対		_			_	_		- 16 - 1	一般事項						1	4-16-1 一般事項
5 5 1 3 0 0 1 1 第13節 コンクリート管理機上部工 5 5 1 3 0 0 1 1 第13節 コンクリート管理機上部工 5 5 1 3 1 0 1 5 1 5 1 5 1 7 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1	5								いては、 舗装試験法便覧 の規定に基づき試験を実施しなければならない。	Ĭ	·				·	装調査・試験法便覧」(日本道路協会,平成19年6月) の規定に基づき試験を実施 しなければならない。
5 5 3 3 1 0 1 0 1 5 - 13 - 1 一般期別 5 5 13 1 0 1 5 1 5 1 5 1 6 8 8 9 8 1	5	5	0	0	0	1		第5章	堰	5	5	0	0	0	1	第5章 堰
5 9 13 1 5 1 5 1 5 指令首は、PC機利同議の石いの使用については、JIS B 0207 (メールル 1	5	5	13	0	0	1		第13節	ゴコンクリート管理橋上部工	5	5	13	0	0	1	第13節 コンクリート管理橋上部工
個目なり、溶合する能造れどを使用しなければならなり。	5	5	13	1	0	1		- 13 - 1	一般事項	5	5	13	1	0	1	5 - 13 - 1 一般事項
5 5 144 1 0 1 5 5 - 14 - 1 一般事項 5 5 144 1 0 1 5 5 - 14 - 1 一般事項 5 5 144 1 5 5 1 5 5 144 1 5 5 1 5 5 144 1 5 5 1 5 1	5	5	13	1	5	1		5		5	5	13	1	5	1	
5 14 1 5 1 5 請負者は、PC課材両線のねLの使用については、JUS B 0207 (メートル 館自ねり)に適合する転流ねしを使用しなければならない。 5 5 14 1 5 1 5 1 5 14 1 5 1 5 1 5 1 5 5 1 5 5 1 5 1 5 1 5 5 1 5 5 1 0 0 1 第35 3 200 0 1 第35 3 200 0 1 第35 3 200 0 1 第36 3 200 0 1 第36 3 200 0 1 第36 3 2 0 0 0 0 1 第36 3 2 0 0 1 第36 3 2 0 0 1 第36 3 3 2 0 0 1 第36 3 3 3 3 3 3 </td <td>5</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td></td> <td>第14節</td> <td>ゴコンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>第14節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)</td>	5	5	14	0	0	1		第14節	ゴコンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	5	5	14	0	0	1	第14節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)
5 5 14 1 5 1 5 請負者は、PC調材両際のねLの使用については、JUS B 0207 (メートル 観見ねり)に適合する転適ねじを使用しなければならない。 5 5 14 1 5 1 5 請負者は、PC調材両際のねLの使用については、JUS B 0207 (メートル 配出なり、に適合する転適ねじを使用しなければならない。 5 5 15 1 0 0 1 第15節 3 20 0 1 5 5 5 5 5 5 5 5 15 1 5 1 5 5 15 1 5 1 5 15 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1							!			5	5	14	1	0	1	
5 15 1 0 1 5 - 15 - 1 一般事項 一般事項 5 5 15 1 5 5 5 5 5 5	5	5	14	1	5	1		5		5	5	14	1	5	1	
5 5 15 15 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1	5	5	15	0	0	1		第15節	ゴコンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	5	5	15	0	0	1	第15節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)
### 回答 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5	5	15	1	0	1	!	- 15 - 1	一般事項	5	5	15	1	0	1	5-15-1 一般事項
7 1 0 0 0 1 第1章 砂防堰堤 7 1 0 0 0 1 第1章 砂防堰堤 7 1 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 1 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 第2節 適用すべき諸基準 7 1 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 土木学会コンクリート標準示方書(がムコンクリート編) (平成14年3月) 7 1 2 0 0 0 3 上木学会コンクリート標準示方書(がムコンクリート編) (平成20年3月) 上木学会コンクリート標準示方書(施工編) (平成20年3月) 2 0 0 1 第3章 斜面対策 計画用すべき諸基準 7 3 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 1 第2 0 0 1 第2 0 0 0 1 年末学会コンクリート様本示方書(グムコンクリート編)	5	5	15	1	5					5	5	15	1	5	1	
7 1 0 0 0 1 第1章 砂防堰堤 7 1 0 0 0 1 第1章 砂防堰堤 7 1 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 1 0 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 第2節 適用すべき諸基準 7 1 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 土木学会コンクリート標準示方書(がムコンクリート編) (平成14年3月) 7 1 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 土木学会コンクリート標準示方書(がムコンクリート編) (平成20年3月) 7 3 0 0 0 0 1 第3章 斜面対策 7 3 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 8 2 0 0 0 3 2 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 9 0 0 0 0 1 第9節 2 0 0 0 3 2 2 0 0 1 2 2 0 0 1 3 2 2 0 0 0 1 3 2 2 0 0 0 1 3 2 2 0 0 0 1 3 2 2 0 0 0 1 第2節 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	7	0	0	0	0	1	角	8編	砂防編	7	0	0	0	0	1	□ 第8編 砂防編
7 1 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 1 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 1 2 0 0 0 3 土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成14年3月) 7 1 2 0 0 0 3 土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成20年3月) 7 3 0 0 0 0 1 第3章 斜面対策 科面対策 7 3 0 0 0 0 1 第3章 約面対策 科面対策 7 3 2 0 0 0 3 全国治水砂防協会 全国治水砂防協会 斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成14年3月) 7 3 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 9 0 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 9 0 0 0 0 1 第4 第 2 0 0 1 五木学会コンクリート編	7	1	0	0	0					7	1	0	0	0	1	第1章 砂防堰堤
7 1 2 0 0 0 3 は大学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成14年3月) 7 1 2 0 0 3 は大学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成14年3月) 1 土木学会コンクリート標準示方書(施工編) (平成10年3月) 1 土木学会コンクリート標準示方書(施工編) (平成20年3月) 7 3 0 0 0 0 1 第3章 斜面対策 7 3 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 全国治水砂防協会 新面崩壊防止工事の設計と実例(平成19年9月) (平成8年1月) (平成8年1月) 地域で以対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第三分冊) (平成8年1月) 地域で以対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第三分冊) (平成8年1月) 地域で以対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第三分冊) (平成8年1月) 地域で以対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第三分冊) (平成8年1月) 地域で以対策技術設計実施要領(第三分冊) (平成19年1月) 地域で以対策技術設計実施要領(第三分冊) (平成19年1月) 地域で以対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第三分冊) (平成19年1月) 地域では19年1月) 地域では19年1月 (平成19年1月) (平成19年1月) 地域では19年1月 (平成19年1月) (平成19	7	1	2	0	0	1		第2節	前のまできばま準	7	1	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準
7 3 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 7 3 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成19年9月) では、中略で、地すべり対策技術協会 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術協計実施要領(第四分冊) (平成8年4月) 2 0 0 0 3 第2節 適用すべき諸基準 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成19年9月) では、中略で、約面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第四分冊) (平成8年4月) ※ 面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第四分冊) (平成8年4月) ※ 回り では、中域19年12月) 第2節 適用すべき諸基準 第 3 3 7 0 1 3 - 3 - 7 押止アンカー工 7 3 3 3 7 0 1 3 - 3 - 7 押止アンカー工 第 3 3 7 9 1 9 1 9 請負者は、グラウト注入終了後、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない 9 0 0 0 0 1 第9 節 9 0 0 0 0 1 第9 節 第 3 3 7 9 1 9 1 9 請負者は、グラウトが硬化するまでテンドンの挿入について有害な損傷や変形をない方法を用いて所定の位置に正確に行い、グラウトが硬化するまでテンドンがないように保持しなければならない 9 0 0 0 0 1 第 9 節 グム館 9 0 0 0 0 1 第 9 節 グム館 9 1 0 0 0 1 第 9 節 第 2 節 コンクリートダム 9 1 0 0 0 1 第 第 2 節 コンクリート域準示方書(ダムコンクリート編) 9 1 2 0 0 1 3 第 2 節 選用すべき諸基準 9 1 2 0 0 1 第 2 節 土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	7	1	2	0	0	3	3	212 - 24	土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成 14 年3月)	7	1		_	0	3	3 土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成20年3月)
7 3 2 0 0 0 3 全国治水砂防協会 斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成15年6月) 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(第三分冊) (平成8年4月) 地すべり対策技術会 地すべり対策技術設計実施要領(第四分冊) (平成8年4月) (平成8年4月) 地すべり対策技術会 地すべり対策技術設計実施要領(第四分冊) (平成8年4月) (平成8年4月) 地すべり対策技術会 地すべり対策技術設計実施要領(第四分冊) (平成8年4月) りまえが、近いように保持しなければならない 7 3 3 7 0 1 3 - 3 - 7 初止アンカー工 計算者は、グラウト注入終了後、グラウトが硬化するまでテンドンが動かな 7 3 3 7 9 1 9 計算者は、グラウト注入終了後、グラウトが硬化するまでテンドンが動かな 7 3 8 9 1 9 1 0 0 0 1 第9編 グム編 9 1 0 0 0 1 第1章 コンクリートダム 9 1 0 0 0 1 第1章 コンクリートダム 9 1 0 0 0 1 第1章 コンクリートダム 9 1 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	7	3	0	0	0	1		第3章	斜面対策	7	3	0	0	0	1	第3章 斜面対策
中略~ 地すべり対策技術協会 地すべり鋼管抗設計要領(平成15年6月) 地すべり対策技術会 地すべり対策技術設計要領(平成20年5月) 地すべり対策技術会 地すべり対策技術設計実施要領(第四分冊) (平成8年4月) 地すべり対策技術会 地すべり対策技術設計実施要領(第四分冊) (平成8年4月) 7 3 3 7 0 1 3 - 3 - 7	7	3	2	0	0	1		第2節	前適用すべき諸基準	7	3	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準
7 3 3 7 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 0 0 0 0 1 第9編 グム編 グム編 9 1 0 0 0 0 1 第9編 グム編 コンクリートダム 9 1 0 0 0 1 第1章 コンクリートダム コンクリートダム 9 1 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) 土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)								- 10	全国治水砂防協会 斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成8年7月) - 中略 - 地すべり対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領(平成15年6月) 地すべり対策技術会 地すべり対策技術設計実施要領(第三分冊) (平成8年4月) 地すべり対策技術会 地すべり対策技術設計実施要領(第四分冊) (平成8年4月)		3	2	0			全国治水砂防協会 新・ 斜面崩壊防止工事の設計と実例(平成19年9月) - 中略 - 斜面防災 対策技術協会 地すべり網管杭設計要領(平成20年5月) 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年12月) 削除
9 0 0 0 0 0 1 第9編 ダム編 9 0 0 0 0 1 第9編 ダム編 9 0 0 0 0 1 第9編 ダム編 9 1 0 0 0 1 第1章 コンクリートダム 9 1 0 0 0 1 第1章 コンクリートダム 9 1 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 9 1 2 0 0 1 第2節 第2節 適用すべき諸基準 9 1 2 0 0 3 士木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) 9 1 2 0 0 3 士木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	7									7			7	0	1	
9 1 0 0 0 1 第1章 コンクリートダム 9 1 0 0 0 1 第1章 コンクリートダム 9 1 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 9 1 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 9 1 2 0 0 3 土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) 9 1 2 0 0 3 土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	7	3	3	7	9				いように保持しなければならない	•	-				·	ない方法を用いて所定の位置に正確に行い、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない
9 1 0 0 0 1 第1章 コンクリートダム 9 1 0 0 0 1 第1章 コンクリートダム 9 1 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 9 1 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 9 1 2 0 0 3 土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) 9 1 2 0 0 3 土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	9	0	0	0	0	1	身	9編	ダム編	9	0	0	0	0	1	第9編 ダム編
9 1 2 0 0 1 第2節 適用すべき諸基準 9 1 2 0 0 3 土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) 9 1 2 0 0 3 土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)	9	1	0	0	0											
9 1 2 0 0 3											1					
						_	3	21 W	土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)		1					土木学会コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)